（内閣委員会調査室次席調査員）
参議院常任委員会調査員　倉田　保雄
外交防衛委員会調査室勤務を命ずる
外交防衛委員会調査室次席調査員を命ずる
兼ねて参議院参事に任ずる
日本国憲法に関する調査特別委員会及び憲法調査会事務局勤務を命ずる
（財政金融委員会調査室次席調査員）同　筒井　隆志
予算委員会調査室勤務を命ずる
予算委員会調査室次席調査員を命ずる
（総務委員会調査室次席調査員）同　泉水　健宏
行政監視委員会調査室勤務を命ずる
行政監視委員会調査室次席調査員を命ずる
参議院常任委員会調査員　久保田正志
内閣委員会調査室次席調査員を命ずる
参議院参事　佐伯　道子
参議院常任委員会調査員に任ずる
総務委員会調査室勤務を命ずる
総務委員会調査室次席調査員を命ずる
同　植木　祐子
参議院常任委員会調査員に任ずる
法務委員会調査室勤務を命ずる
法務委員会調査室次席調査員を命ずる
参議院常任委員会調査員　金子　隆昭
財政金融委員会調査室次席調査員を命ずる
同　清野　和彦
国土交通委員会調査室次席調査員を命ずる
（管理部副部長）参議院参事　阿部　芳郎
管理部議員会館課長事務取扱を解く
（日本国憲法に関する調査特別委員会及び憲法調査会事務局総務課長）同　小渕　亮
委員部第八課長兼務を解く
（第一特別調査室首席調査員）同　山岸　信雄
参議院法制局へ出向を命ずる（以上七月一日）

（内閣委員会調査室長）参議院常任委員会専門員　小林　秀行
（文教科学委員会調査室長）同　渡井　敏雄
（環境委員会調査室長）同　加藤　堅一
願により平成二十二年六月三十日限り常任委員会専門員を免ずる（各通）（六月三十日）

参議院事務局事務分掌規程の一部を改正する規程

参議院事務局事務分掌規程の一部を改正する規程は、六月二十四日次のとおり決定された。

参議院事務局事務分掌規程の一部を改正する規程

参議院事務局事務分掌規程（昭和五十四年七月十九日決定）の一部を次のように改正する。

第四十四条中「五課」を「四課」に改め、第四号を削り、第五号を第四号とする。

第四十五条中第九号を第十一号とし、第二号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二　議員会館に関すること。

三　議員会館の自治委員会の事務に関すること。

第四十八条を削り、第四十九条を第四十八条とし、第五十条から第五十六条までを一条ずつ繰り上げる。

附　則

1　この規程は、平成二十二年七月一日から施行する。

2　この規程の施行の際現に管理部議員会館課に勤務する職員は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この規程による改正後の参議院事務局事務分掌規程による管理部管理課に勤務するものとする。

参議院法制局

辞令

（第二部第一課長）参議院法制局参事　山岸　健一
第二部副部長を命ずる
第二部第二課長事務取扱を命ずる
（総務課長）同　蒲谷　隆幸
第三部副部長を命ずる
総務課長事務取扱を命ずる
（第五部第一課長）同　村上　たか
第二部第一課長を命ずる
（第一特別調査室首席調査員）参議院参事　山岸　信雄
参議院法制局参事に任ずる
第五部第一課長を命ずる
（第二部第二課長）参議院法制局参事　小林　仁
参議院事務局へ出向を命ずる（以上七月一日）

裁判官弾劾裁判所

辞令

裁判官弾劾裁判所参事に任ずる　村木　洋二
訟務課長心得を命ずる（七月一日）

（訟務課長心得）参事　渡邉　哲
願により参事を免ずる（六月三十日）

国立国会図書館

○国立国会図書館規則第二号

国立国会図書館資料利用規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年七月一日

国立国会図書館長　長尾　**真**

国立国会図書館資料利用規則の一部を改正する規則

国立国会図書館資料利用規則（平成十六年国立国会図書館規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「その他の」を「、資料を複製した機械可読資料その他の資料の」に改める。

第二十条第一項ただし書中「装着された」を「装着され、若しくは接続された」に改める。

第三十一条第一項中「閲覧の提供を受けた」を削る。

第三十七条第二項を削り、同条第三項中「前二項に規定する方法によるほか」を「前項の規定にかかわらず」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　登録図書館等は、前項に規定する方法によっては複写を申し込むことができない資料の複写を申し込もうとするときは、郵送用資料複写申込書をファクシミリ装置を用いて送信する方法により、資料の複写を申し込むことができる。

第四十八条第一項中「資料貸出申込票（様式第五）を」の下に「直接に、又は郵便等で」を加え、「（ファクシミリ装置を用いて送信することによる提出を含む。）」を削り、同条第二項中「に規定する方法によるほか」を「の規定にかかわらず」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　登録図書館等である図書館等は、前項に規定する方法によっては貸出しを申し込むことができない資料の貸出しを受けようとするときは、資料貸出申込票をファクシミリ装置を用いて送信する方法により、資料の貸出しを申し込むことができる。

様式第三中「マイクロフィルムからの電子式引伸印画　A4・A3」を「マイクロフィルムから機械可読資料等の印刷の電子式引伸印画　A4・A3　出力による印画　A4・A3」に改める。

附　則

この規則は、平成二十二年七月一日から施行する。

人事異動

内　閣

○外務大臣臨時代理
国務大臣　仙谷　由人
外務大臣岡田克也海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する
○財務大臣臨時代理
同　荒井　聰
財務大臣野田佳彦海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣に指定する
（外務省大臣官房）外務事務官　南　博
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
（同）同　藤原　聖也
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（以上六月二十五日）
○文部科学大臣臨時代理職務
国務大臣　玄葉光一郎
文部科学大臣川端達夫帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に文部科学大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
同　玄葉光一郎
内閣府特命担当大臣川端達夫帰朝につき内閣府特命担当大臣（科学技術政策担当）事務代理を免ずる（以上六月二十六日）
○内閣総理大臣海外出張
内閣総理大臣菅**直**人は、カナダ国へ出張のところ六月二十八日帰朝した。
○国土交通大臣臨時代理
国務大臣　原口　一博
国土交通大臣前原誠司海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に国土交通大臣の職務を行う国務大臣に指定する
同　原口　一博
内閣府特命担当大臣前原誠司海外出張不在中内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策担当）事務代理を命ずる